

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東大久保ふじみ野線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	ふじみ野市駒林元町三丁目 目一番一地从り同市駒 林元町三丁目八番一地从 り	一五・三二〇 三八・〇〇〇	九二・六〇	道路改築事業 による。
新	まで	一〇・〇五〇 三三・〇〇一		